

ポイント：

- 国外転出者向けマイナンバーカードの申請方法が、5月下旬からオンライン申請に変わります。
- 申請手続きのオンライン化に伴い、当館領事窓口での申請受付は下記3注の手続きを除き、終了となります。なお、マイナンバーカードの交付は引き続き当館の領事窓口で行います。
- 申請手続きのオンライン化により、従来よりも受取までの期間の短縮が見込まれます。

本文：

1. 国外に転出する皆様向けマイナンバーカードの申請(新規交付や有効期限の更新など)については、5月下旬から全面的にオンライン申請に移行されます。これまで在外公館窓口を経由し、申請を受け付けてきましたが、今後はオンラインで直接、市区町村及びカードの製造を担っている J-LIS(地方公共団体情報システム機構)に申請する方式に変更となります。

2. 具体的な運用開始日時や申請手続きのご案内 (Web サイトへのリンク)、オンライン申請の対象となる手続きについては、準備が整い次第お知らせしますが、申請書類の市区町村への送付が不要となるため、申請から交付までの期間の短縮が見込まれます。

3. 当館領事窓口での申請受付はオンライン申請開始日の前日をもって原則として終了します。これにより、オンラインで申請し、当館領事窓口 (もしくは市区町村窓口) で受け取る方式となります。

※注：暗証番号がロックされたカードのロック解除や暗証番号再設定など、マイナンバーカードの現物が必要な手続きのみ、引き続き当館領事窓口での申請を受け付けます。

4. オンライン申請に関するお問い合わせ(申請サイトのご利用方法など)につきましては、同サイトを運営する J-LIS が担当する予定です。お問い合わせ方法については、申請方法と併せ、お知らせする予定です。

5. 近く国外転出者向けマイナンバーカードの申請を予定している方については、現在、エリトリア発着の航空貨物が停止している状況等を考慮すると、オンライン申請開始後に申請された方がマイナンバーカードを早く受け取れる可能性がありますので、その点についてもご考慮の上、申請方法をご検討ください。